○公益財団法人東京都医学総合研究所寄付金等取扱要綱

平成 14 年 3 月 22 日
要　綱　第　36　号

改正　平成 23 年 3 月 31 日 22 医研本第 1653 号　　平成 24 年 1 月 30 日 23 医学研庶第 1408 号

（目的）

第１条　この要綱は、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「財団」という。）に対する寄付金及び寄付物品（以下「寄付金等」という。）の適正な取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（受入れの原則）

第２条　財団は、寄付が寄付者の自発的善意に基づくもので、かつ、次の各号の要件を満たすものであるときは、これを受け入れることができる。

(1)　寄付金等の受領が、財団の運営に寄与するものであること。

(2)　寄付金等の受領が、現在及び将来にわたり財団に負担を課すものでないこと。

（寄付の申込み）

第３条　寄付金等を申し出る者は、寄付金等寄付申込書（別記第 1 号様式）を理事長に提出するものとする。

（受入れの決定及び受託）

第４条　理事長は、前条の申し込みがあった場合は、その寄付金等の受入れについて次条に定める寄付金等審査委員会に付議し、審査委員会が受入れを適当と認めたときは、受入れを決定するものとする。

（審査委員会）

第５条　寄付申し込みを受けた寄付金について審査するため、寄付金等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、常務理事、所長、副所長及び事務局長をもって組織する。

３　委員長は、常務理事の職にあるものをもって充てる。ただし、やむを得ない事情がある場合にかぎり、これ以外の者を充てることができる。

（受領書の交付）

第６条　理事長は、寄付金等を受け入れた時は、寄付金等の寄付者に対し、直ちに寄付金等受領書（別記第 2 号様式）を交付しなければならない。

（感謝状の贈呈）

第７条　理事長は、寄付金等が研究事業の推進への貢献が大であると認める場合は、寄付者に感謝状を贈呈できる。

（寄付金等の配分及び執行）

第８条　理事長は、寄付の趣旨を考慮したうえで、財団運営に最も効果的な方法で寄付金等を配分するとともに、その適正な管理及び執行に努めるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

２　この要綱の施行に伴い、財団法人東京都医学研究機構研究費等取扱要綱（平成 11 年 4 月 1 日要綱第 22 号）については、これを廃止する。

附　則（平成 23 年 22 医研本第 1653 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 23 医学研庶第 1408 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別記第１号様式（第３条関係）

寄付金等寄付申込書

年　　月　　日

公益財団法人東京都医学総合研究所
理　事　長　殿

所在地

名　　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印
（個人名）

下記により寄付を申し込みます。

記

1　寄付金額

2　寄付目的

3　寄付条件　なし

4　その他

別記第２号様式（第６条関係）

寄付金等受領書

殿

公益財団法人東京都医学総合研究所
理事長

下記の寄付金等を確かに受領いたしました。

記

1　受領した寄付金等の内容

寄付金　　　金　　　　　　　　　　　　　円

寄付物品　　品目

2　その他（※寄付金の場合に追記）

当財団は、所得税法施行令第　条第　項第　号（　）、法人税法施行令第　条第　項第　号（　）及び租税特別措置法施行令第　条第　項第　号（　）に掲げる法人である。